# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認福島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

## 福島国民年金 事案 796

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から平成 19 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から平成19年1月まで

私は、昭和46年2月に自営業を開始した際、国民年金の加入手続を行った記憶があるのにもかかわらず、記録が全く無いことに納得できない。申立期間の国民年金保険料は妻が納付していたので、調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 2 月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。」と述べているところ、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、 申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、納付 方法や納付金額等についての記憶が定かではなく、当時の具体的な状況を確 認することができない。

さらに、申立期間は 432 か月と長期間である上、申立人又はその妻が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 1438

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月頃から52年1月頃まで

② 昭和53年2月頃から54年8月頃まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、C職として勤務していた。当時の同僚は厚生年金保険に加入していたので、私も加入していたはずである。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の記憶から、具体的な勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主及び承継事業所のD社は、「申立人に係る関係資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶する同僚及び申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者記録を確認することができる複数の同僚に照会したが、申立人と一緒に勤務していたC職全員の氏名を特定することができず、同社における申立期間①当時の厚生年金保険の適用状況を確認することはできなかった上、C職として勤務していた同僚の中に同社における厚生年金保険被保険者記録を確認することができない者がいることから、当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も見当たらない。

申立期間②について、同僚の記憶から、具体的な勤務期間を特定することはできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立人に係る関係資料は一切保管しておらず、当時の状況は不明である。」としていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人と同様にC職としてB社に勤務していた同僚のうち、複数の同僚も同社における厚生年金保険被保険者記録を確認することができないことから、当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。